

市議会9月定例会議における議会への報告案件（債権の放棄）について

1 債権の名称

空き家事務管理償還金 ※これに係る遅延損害金含む

2 対象の事務管理措置

特定空家に対する屋根瓦等の飛散防止措置（民法第697条に基づく事務管理）

3 放棄した債権の額及び件数

(1) 放棄した債権の額

下表のとおり

	元 金	償還済額	債権残額
債権①（R元分）	496,627円	240,000円	256,627円
債権②（R2分）	671,000円	0円	671,000円
合 計	1,167,627円	240,000円	927,627円

(2) 放棄した債権の件数 2件

4 債権放棄の日

令和5（2023）年7月24日

5 債権の相手方

個人1名

6 放棄する理由

令和5（2023）年6月13日付けで新潟地方裁判所が破産法第252条に基づく免責許可決定をしたことにより、同法第253条第1項の規定により債務者がその責任を逃れたため（新潟県柏崎市債権管理条例第10条第1項第3号の規定により債権を放棄するもの。）

7 債権を放棄するまでの経緯

年 月 日	概 要
令和2（2020）年	
4月6日	債権①発生 ※R元年度事務管理実施通知
5月8日	債権①に係る督促状送付
6月17日	債権①に係る履行延期特約申立て（50回分割）
6月19日	債権①に係る履行延期特約承認 ※以降、計画に従い納付書を送付
令和3（2021）年	
3月19日	債権②発生 ※R2年度事務管理実施通知
4月23日	債権②に係る督促状送付
5月20日	債権②に係る履行延期特約申立て（R6.9～の60回分割）
5月25日	債権②に係る履行延期特約承認
令和4（2022）年	
6月30日	債務者代理人弁護士より、債務者の自己破産手続きを進めること及び債権届の依頼文書到達→7月4日送付

令和5（2023）年	
2月13日	債務者代理人弁護士より、裁判所に対し債務者の自己破産手続き申立てをした旨の文書到達
3月10日	裁判所（新潟地方裁判所長岡支所）より、破産管財人選任及び破産手続廃止等に関する意見徴収集会開催（6月13日開催）に係る通知文書到達
6月13日	新潟地方裁判所長岡支所において、破産手続廃止等に関する意見徴収集会開催
6月21日	債務者代理人より、裁判所が債務者（破産者）について、6月13日付けで、破産法第252条第1項各号の規定に基づき免責許可決定した旨の文書到達
7月24日	債権放棄を決定